

## 1. 活動目標

- ① 共同募金運動への理解と共感を得る
- ② 共同募金を活性化させるため、広報活動の充実を図る
- ③ 社会福祉協議会と連絡調整し、地域福祉の推進を図る
- ④ その他共同募金運動の目的達成のために必要な事業の実施

## 2. 組織の運営

- ① 理事会 4回（5月、6月、平成30年2月、3月）
- ② 監査 1回（5月）
- ③ 評議員会3回（6月定時評議委員会、平成30年2月、3月）

## 3. 募金活動

10月～12月 赤い羽根募金、歳末たすけあい募金活動の実施

戸別募金・・・各区を通じて助成内容や使い道を掲載したチラシにより、わかりやすく住民に伝え、募金の呼びかけ依頼。また、区に加入していない世帯への呼びかけを行い、募金の必要性を伝え協力が得られるよう働きかける。

イベント募金・・・東庄ふれあいまつり会場にて、さまざまな世代を対象に「社協役員・杉の子サークル」の協力を得ながら呼びかけを行い、共同募金の理解が得られるよう努める。

学校募金・・・募金がどのように役立っているかについて理解をすすめるため、壁新聞や学校募金ハンドブック等を配布し福祉教育の一環として取り組んでもらえるよう働きかける。

職域募金等・・・募金協力を依頼する企業等を増やし、職域募金の強化を図り社会貢献の意識を高める。

## 4. 広報活動

広報紙「社協とうのしょう」やホームページ、事業開催時に使い道等を説明することにより共同募金が地域に役立っていることを伝える。また、オリジナルキャラクターとのコラボグッズ等を利用し、募金に理解や協力が得られるようにする。

戸別募金等に使い道を掲載したチラシを作成し、募金の関心を高める。

## 5. 募金の助成

寄付者の理解と満足が得られる助成を行う。

赤い羽根募金・・・当年度募金分は、千葉県共同募金会へ全額送金し、翌年度に約7割が社会福祉協議会へ「地域助成」として助成される。約3割は、広域助成として県内福祉施設整備事業や福祉団体の事業費になる。また、災害見舞金、災害等準備金積立、支会事務費交付金等に活用される。

歳末たすけあい募金・・・「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに制度の狭間にある方の把握に努め、歳末を中心とし生活困窮者等の支援、福祉施設利用者行事支援、地域福祉活動に活用。残金については、繰越して翌年度に充当。

## 6. 災害被災者への支援

災害見舞金の交付・・・町内において災害が発生したときは、災害を受けた本人又はその遺族に災害見舞金規程に基づき速やかに見舞金を交付する。

種類：①住家の全焼及び半焼

②死亡（行方不明者を含む）及び重傷

③住家の流出、全壊、半壊及び床上浸水

災害義援金の募集・・・災害救助法が適用される大規模災害が発生した場合は、義援金の募集を行い、千葉県共同募金会を通じ被災地へ送金する。